

運用指針

第2条③

供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減

道央自動車道

オオヌマコウエン オトシベ
(大沼公園IC～落部IC)の早期供用

道央自動車道(大沼公園IC～落部IC)の早期供用

当初計画

【森IC～落部IC間】

① 収用案件(4箇所)

・4箇所の用地を収用により計画

② 文化財調査(1箇所)

・収用を計画した内の1箇所は、用地収用後に文化財調査(1年間)を行ない、土工工事を施工する計画

③ 舗装、施設工事は、標準的な工程で計画

【大沼公園～森IC間】

① 舗装、施設工事は、標準的な工程で計画

供用予定日:平成25年3月31日

経営努力による変更

【森IC～落部IC間】

① 収用案件(4箇所)

・地権者と粘り強くかつ度重なる交渉・協議により
任意で解決

② 文化財調査

・収用案件の任意解決を受けて、関係機関と**文化財調査時期の前倒し**を協議し、了解を得る

③ 舗装、施設工事における綿密な**工程調整** 等
⇒**約16ヶ月の工期短縮**

【大沼公園IC～森IC間】

① 舗装、施設工事における綿密な**工程調整** 等
⇒**約4ヶ月の工期短縮**

森IC～落部IC間

供用日:平成23年11月26日(490日の早期供用)

大沼公園IC～森IC間

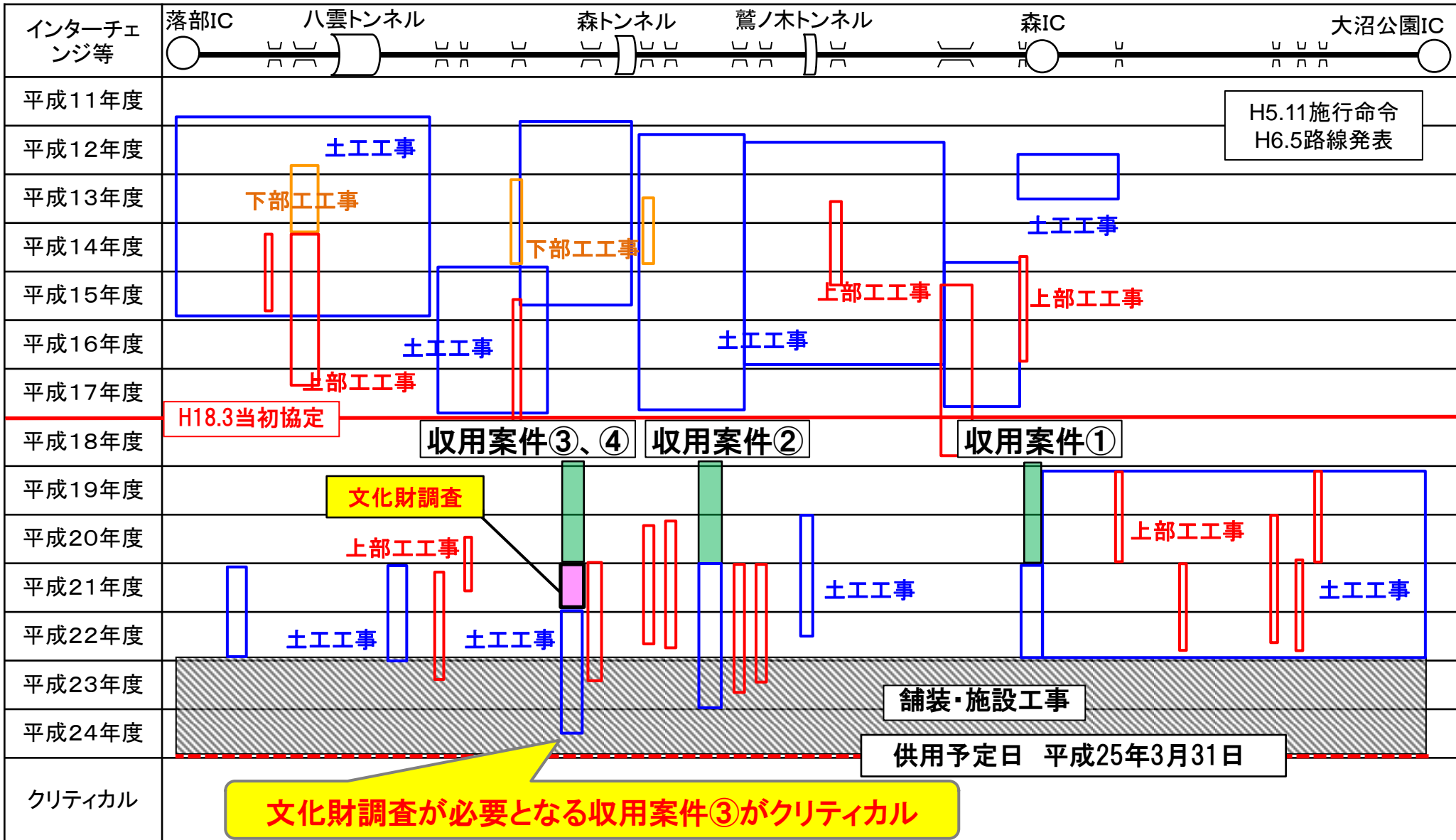
供用日:平成24年11月10日(141日の早期供用)

道央自動車道 大沼公園IC～落部ICの路線概要

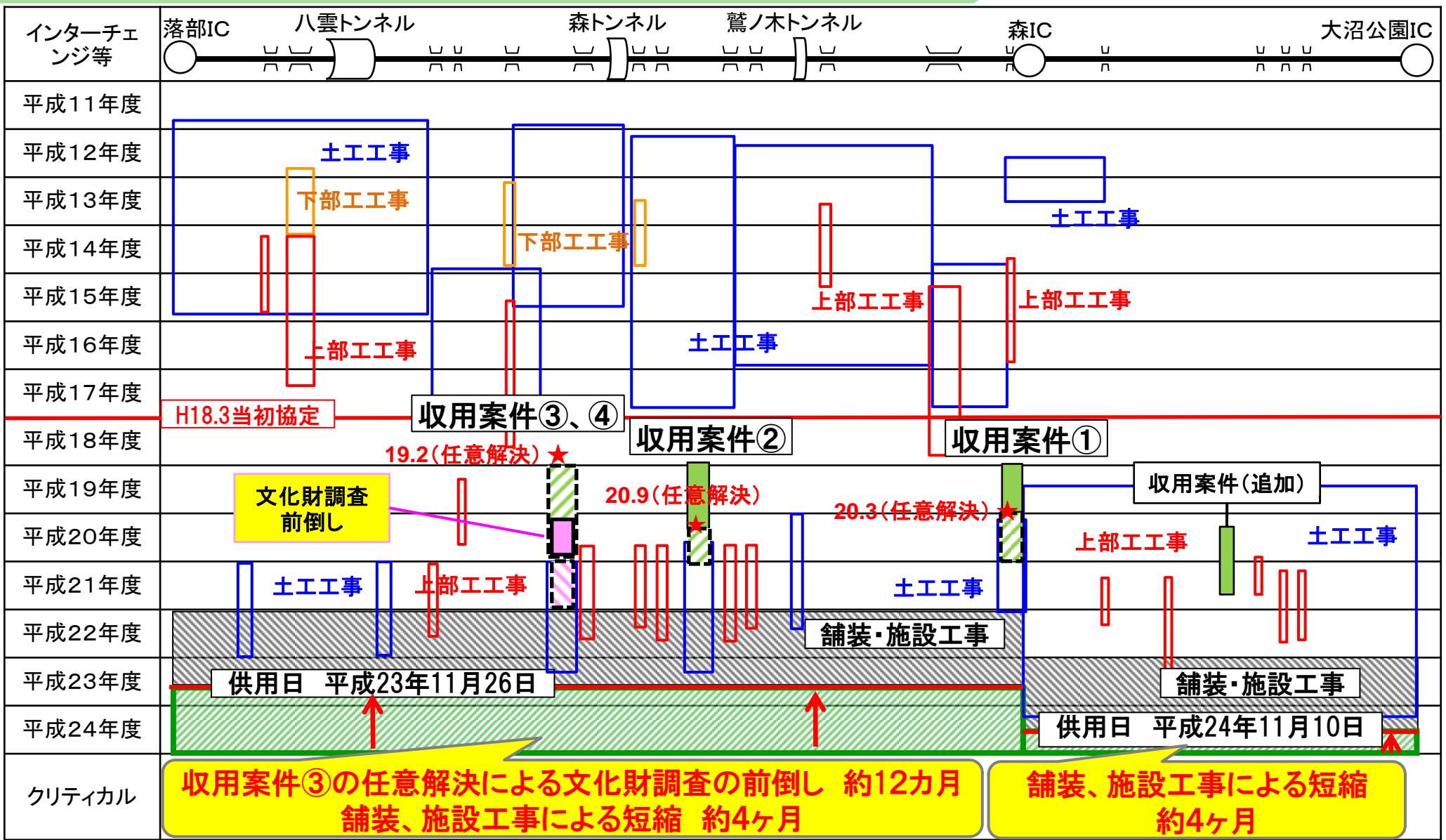
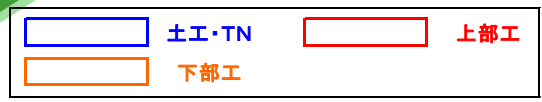


- ・道央自動車道は、道南と道央さらには道北を結ぶ高速自動車国道でH26.1末現在の開通延長は約444km
- ・道央自動車道 森～落部間(延長約20.2km)は平成23年11月26日に開通
- ・道央自動車道 大沼公園～森間(延長約9.7km)は平成24年11月10日に開通
- ・道南方面への定時性の向上による物流の機能強化に加え、大雨や津波などによる災害時の緊急輸送路としてのリダンダンシーが確保

当初工程(道央道 大沼公園IC～落部IC)

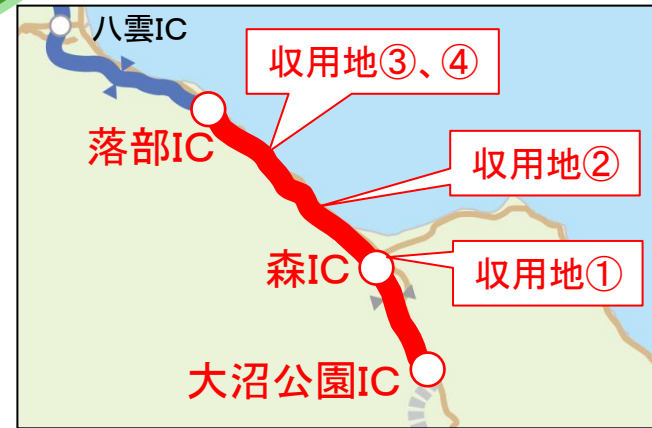


実績工程(道央道 大沼公園IC～落部IC)



工期短縮の取組み①(収用予定箇所)

- ・森IC～落部IC間の**4箇所**に事業反対、単価不満の理由により用地買収が難航している**収用案件が存在**
- ・**収用案件③**は収用後、平成21年度より**文化財調査**を予定(1年間)



■収用工程短縮の取組み

収用案件①

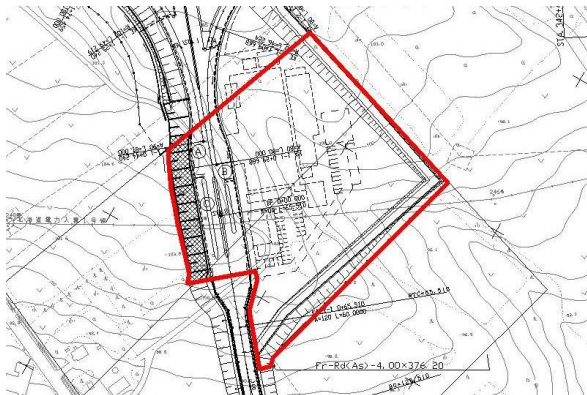
- ・収用手続き後も粘り強く任意交渉を続け(46回)、H20.3に**任意により解決**

収用案件②

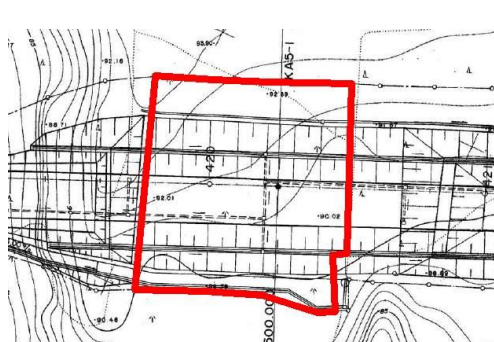
- ・収用手続き後も粘り強く任意交渉を続け(78回)、H20.9に**任意により解決**

収用案件③、④

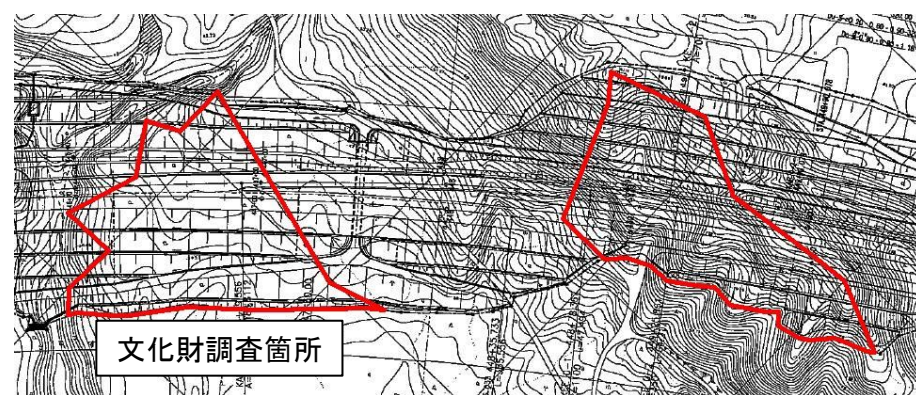
- ・粘り強く任意交渉を続け、事業認定前のH19.2に**任意により解決**



収用案件①



収用案件②



収用案件③

収用案件④

工期短縮の取組み②

- ・収用案件③の任意解決により、平成21年度より実施予定の**文化財調査の前倒し**を財団法人北海道埋蔵文化財センターと協議
- ・調査前倒しに難色を示されたが、**文化財調査で生じる濁水の対策方法を助言するなど**、速やかに文化財調査に入れるように協力し、文化財調査を**12ヶ月前倒し**することで了解を得る

■森IC～落部IC(収用案件③)の工程

■当初工程

	18	平成19年度												平成20年度												平成21年度												平成22年度												平成23年度												平成24年度											
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3											
森～落部 収用案件③部 工程		事業 認定 告示 (3ヶ月)	裁判申請 ・ 明渡裁判申 立て (6ヶ月)	審理2回 (8ヶ月)	代執行手続き ・ 代執行	文化財調査												土工工事												舗装・施設工事																																											

文化財調査 約12カ月前倒し

舗装・施設工事 約4カ月前倒し

■実施工程

	18	平成19年度												平成20年度												平成21年度												平成22年度												平成23年度												平成24年度											
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3											
森～落部 収用案件③部 工程		★任意解決(収用予定地③)												関係機関協議	文化財調査												土工工事												舗装・施設工事																																		

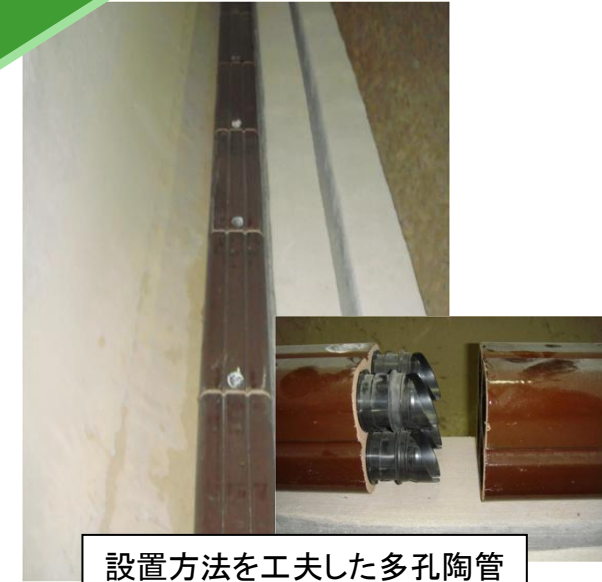
約16カ月短縮

森IC～落部IC
開通H23.11.26

工期短縮の取組み③

■舗装、施設工事の工期短縮の取組み

- ・冬期休止期間の**3月に除雪作業を実施し、早期に工事着手**
- ・**設置方法をボルト式からソケット式に工夫した多孔陶管をTN内ケーブル設備に採用することにより、工程を短縮**
- ・施設設備において、**受電前に発電機を使用した総合試験調整を実施**
- ・舗装、施設工事における工程調整を綿密に行い、全体工程を**約4カ月短縮**



設置方法を工夫した多孔陶管

協定上の開通予定日
大沼公園IC~森IC
開通H24.11.10

■大沼公園IC～森IC工程

項目		平成19年度				平成20年度				平成21年度				平成22年度				平成23年度				平成24年度			
		1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4
大沼公園～森	土工工事	[Green bars indicating construction progress from H19 to H23]																							
	舗装・施設工事	[White bars indicating construction progress from H21 to H23]												[Black bars indicating construction progress from H23 to H24]											

舗装・施設工事の工程調整

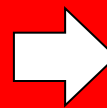
約4ヶ月

経営努力要件適合性の認定について

収用地の任意交渉による解決、関係機関との文化財調査早期着手の協議、舗装・施設工事の工程短縮により、**供用までの期間を短縮したものである。**

運用指針第2条第1項第3号に該当

大沼公園IC～森IC間で約4ヶ月の工期短縮
森IC～落部IC間で約16か月の工期短縮
による金利の縮減



会社の経営努力による
ものであると認定

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限り)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

③供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減